

## ○八王子市職員の公益通報の処理に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の施行に関し、職員の職務に係る法令の遵守及び倫理の保持に関する通報等を適切に処理するための必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、市の行政運営における法令遵守を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 八王子市の職員であつて、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職をいう。
- (2) 通報等 職員の職務に係る法令の遵守及び倫理の保持に関する通報及び相談をいう。
- (3) 通報者 通報等をした職員をいう。

### (通報等の範囲)

第3条 市長は、市の行政運営の適正を確保するため、職員から法第2条第1項に規定する公益通報その他の通報等を広く受け付けるものとする。

### (通報者の保護)

第4条 市長は、通報者が通報等をしたことを理由として、通報者に対して、懲戒処分その他の不利益な取扱いをしてはならない。

2 市長は、通報者が通報等をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、遅滞なく改善又は防止のための必要な措置を講じなければならない。

### (通報等の処理の業務に従事する者の責務)

第5条 通報等の処理の業務に従事する者は、通報者の個人情報その他通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報等の処理の業務に従事する者は、第三者の正当な利益及び公共の利益を害することのないように努めなければならない。

3 通報等の処理の業務に従事する者は、自己が関係する通報等の処理に関与してはならない。

### (通報等の窓口)

第6条 職員からの通報等を受け付けるために、総務部職員課に公益通報等相談窓口(以下「相談窓口」という。)を設け、公益通報等相談員(以下「相談員」という。)を設置する。

2 相談員は、総務部職員課長及び総務部職員課人事担当主査が担当し、職員からの通報等を受け付ける。

### (公益通報等処理委員会)

第7条 通報等に関する事実を調査し、当該通報等に係る事実の中止その他是正のための必要な措置を提言するため、公益通報等処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる6人の委員で組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 総合経営部長
- (3) 産業振興部長
- (4) 学校教育部長
- (5) 総務部法制課長
- (6) 総務部職員課長

3 委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員長は、通報等の事実を審議するときその他必要に応じて委員会を招集する。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の出席を求めることができる。
- 6 委員会の庶務は、総務部職員課において行う。
- 7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(通報等)

第8条 職員は、相談窓口に対して第2条第2号に規定する通報等を行うことができる。

- 2 職員は、原則として実名で通報等を行うものとする。ただし、通報者がやむを得ない理由により、匿名で通報等をしたときは、委員会は、通報者に対して調査の結果等を報告しないものとする。

(相談員による受付)

第9条 相談員は、通報等を受けたときは通報者の氏名及び連絡先を把握するとともに、通報者からの相談に応じるものとする。

- 2 相談員は、前項の通報等について、通報等の事実を確認し、委員長へ報告するものとする。

(通報等の調査)

第10条 委員長は、相談員からの報告を受けて調査の可否を判断し、調査が必要であると判断をしたときは、委員を指名して調査をさせることができる。

- 2 調査を命じられた委員は、調査の実施に当たっては、通報等に関する秘密が保持されるよう十分配慮し、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。
- 3 職員は、委員から通報等に関する調査に協力を求められたときは、これに協力しなければならない。

(通報者への報告等)

第11条 相談員は、委員長の判断により、通報等にかかわる事実に関し、調査を行うこととした場合はその旨、着手の時期及び調査に要する期間の見通しを、調査を行わないとした場合はその旨及び理由を、通報者に対し、速やかに通知しなければならない。

- 2 相談員は、通報者に対し調査の実施状況を適時報告するものとする。

(是正措置等)

第12条 委員会は、調査の結果に基づき原因の究明等を行い、再発防止策を市長に提言することができる。

- 2 市長は、前項の提言を受けたときは遅滞なく通報等の内容に係る事実の確認を行うとともに、委員会の意見を尊重して、当該事実関係を是正し、再発を防止するための必要な措置を講じなければならない。
- 3 相談員は、市長が必要な措置をとったときは、その旨を遅滞なく通報者に通知するものとする。

(是正措置等の評価)

第13条 市長は、必要な措置を講じた後の適当な時期に当該措置が適切に機能していることを確認し、必要があると認めるときは、更に措置を講じなければならない。

(通報等に係る記録の保存)

第14条 市長は、通報等に関する記録について、通報等にかかわる秘密の保持に配慮して、適切な方法で保存しなければならない。

(職員への周知)

第15条 市長は、職員に対し、適切な方法により、通報等の処理の制度について周知を図るものとする。

(運用状況の公表)

第16条 市長は、通報等の件数及び主な内容等について公表するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。